

## ジクロロ酢酸及びトリクロロ酢酸に係る聞き取り調査結果

### 1. 調査概要

ジクロロ酢酸及びトリクロロ酢酸の基準改正にあたり、水道統計からのデータでは水道用水供給事業及び上水道事業の状況しかわからないため、現施設で基準遵守に懸念がある水道事業者等（主に簡易水道事業）がどの程度存在するかを把握するため、全都道府県に対して平成 26 年 5 月に聞き取り調査を行った。

○聞き取り内容：ジクロロ酢酸及びトリクロロ酢酸の水道水質基準改正について、水道事業者等への周知の有無、問い合わせの有無、問い合わせへの対応方法等

聞き取り調査の後に、都道府県から情報の提供があったものについてもあわせて調査結果としてまとめた。

### 2. 調査結果

全 47 都道府県中 42 県からは、特に問題となる問い合わせ等はないとの回答を得た。5 県からは、新基準値超過の懸念がある水道事業者等があるとの報告があった。詳細については参考 3 別紙に示すとおりである。

なお、新基準値超過の懸念があると回答のあった都道府県に対しては、ハロ酢酸類の低減化対策について情報提供を行っている。

ジクロロ酢酸及びトリクロロ酢酸の基準改正に関する都道府県への聞き取り調査結果一覧

H26.7.1現在

都道府県	事業種別	新基準値超過懸念のある事業体数	原水種別	浄水処理方法	検出値	都道府県からのコメント
1	簡易水道	1事業体	-	ろ過(砂ろ過、膜ろ過)、連続移動床前処理装置	検出最大値 ジクロロ酢酸 0.023mg/L トリクロロ酢酸 0.04mg/L	過去に数度新基準を超えており、平均値も新基準値(案)の8割近い検出状況であり、特に水温が高い時期は危険な状況。原水水質に起因しているため、浄水方法の改善を検討。
2	上水道	1事業体	-	-	-	粉末活性炭がなく、塩素注入での対応。沈殿池の改修(排泥除去など)で、対応。
3	水道用水供給	1事業体	-	-	-	沈殿池を有していない浄水場では、粉末活性炭注入対策が困難。 送配水系統での滞留時間が長いいため、前・中塩素を削減し、後塩素で補うこととしても浄水処理後の濃度上昇対策に苦慮。
	上水道	1事業体	-	-	検出最大値 トリクロロ酢酸 0.03mg/Lの85%値が過去に検出されている	特になし。
4	簡易水道	1事業体	表流水	緩速ろ過+塩素滅菌	検出最大値 トリクロロ酢酸 0.059mg/L(夏場) 最小値 0.02mg/L未満	恒久的対策として活性炭処理などの施設の追加が必要。
5	簡易水道	1事業体	表流水	緩速ろ過	検出最大値 トリクロロ酢酸 0.042mg/L 平均値 0.028mg/L未満	その他、7つの事業体でトリクロロ酢酸の検出最大値が新基準値を超えていないが0.02mg/Lを超えている。

水道用水供給事業数 95  
 上水道事業数 1,414  
 簡易水道事業数 6,257